

**県公立高等学校入学者選抜学力検査
受検者別得点の中学校への提供 Q & A（通知添付）**

〔平成24年10月22日 教育長決裁〕
高校教育課扱い

Q 1 同意書は、どのような方法で受検者へ配布されますか？

同意書は通知文に示した様式を元に、中学校で準備してもらいます。

その後、中学校が適切な時期に、受検者並びに保護者にその趣旨を十分に説明し、配布することになります。

具体的には、進路説明会等で保護者に趣旨を説明し、最後の三者面談時に再度説明をした上で同意書を渡し、その場で、または後日、回収するような方法が考えられます。

Q 2 得点提供を申請した中学校に対しては、いつ頃、情報提供がなされますか？

得点提供は、県教育庁高校教育課で一括して処理します。高校教育課としては、各高校から得点の提供を受け中学校ごとに整理する作業を行いますので、中学校側に得点提供を行えるのは5月以降になります。

Q 3 受検者が中学校から得点開示を受けることができますか？

学力検査の得点開示は、個人情報保護条例の趣旨に基づき、県公立高等学校入学者選抜実施要綱に掲載された「個人情報の簡易開示要項」によって実施しており、現行の要項では、簡易開示は学力検査を実施した県立高等学校で行うとされており、（条例の解釈においても、中学校が得点開示の実施機関になることはできないとされています。）

なお、指定された簡易開示期間中以外での開示は、同条例の規定によります。

Q 4 提供された得点情報を、中学校ではどのように利用するのでしょうか？

本制度の利用に当たっては、中学校側で「どのように活用するのか」組織的に十分な検討が必要です。

〔学習指導に生かす例〕

卒業した生徒一人一人の成績や全体の傾向を分析してみて、中学校での成績は良いにも関わらず、学力検査の結果が良くないというような例があるかもしれません。そのような場合は、中学校での授業の在り方や評価の在り方を見直す必要があると思われます。

〔進路指導に生かす例〕

卒業した生徒一人一人について、中学校での成績と学力検査での得点を比べることを積み重ねることで、この中学校でこれくらいの成績なら高校入試ではこのくらいの点数がとれるという判断ができるようになる進路資料をつくることができます。

受検者は不安をかかえています。このような資料に基づいて、受検者の進路相談を行うことで、よりの確な指導ができるようになることが考えられます。

Q 5 中学校に提供された個人の得点が他の生徒や保護者にもれることはないのですか？

本制度の利用に当たっては、中学校側で「どのように得点情報を管理するか」組織的に十分な検討が必要です。個人情報情報の漏洩が確認される事態となれば、責任を問われることにもなります。校内であっても、個人名をあげて誰が何点とったといった話を他の生徒や保護者にすることは避けなければなりません。進路資料を作成する場合や生徒の指導に当たる場合も、学力検査の得点は個人情報であることを踏まえた対応をお願いします。

Q 6 市町村教育委員会は、経由しないことになっていますが・・

学力検査得点は個人情報であり、その取扱には十分な配慮が必要です。その観点から、直接指導に当たる中学校と高校教育課のみで直接やりとりをする方法をとっています。

Q 7 市町村全体やいくつかの中学校で連携してそれぞれの学力検査得点を集め資料をつくることができますか？

学力検査得点は個人情報であり、その取扱には十分な配慮が必要です。この点について、十分な理解が必要です。その観点から受検者個人ごとのデータを、氏名の有無や教科別、総点の区別にかかわらず、当該中学校外に持ち出すことは禁止します。したがって、市町村全体やいくつかの中学校で連携して、個別の学力検査得点を持ち寄ることはできません。

Q 8 小規模校ではデータが少なく、進路指導に役立つ資料づくりは難しいと考えられます。小規模校で本制度を利用する意味はないように思いますが・・

たしかに後輩の進路指導に役立つ進路資料づくりという意味では、集約するデータが多い方が意味があるかもしれません。

ただ、小規模校においても、卒業生の得点を知ること、指導の在り方を点検し後輩の指導に生かすことは大切なことだと思います。そういう観点からも本制度を活用してください。

Q 9 このような学力検査得点の情報提供によって、高校や中学校のランク付けが進んだり、中学校の進路指導が点数による機械的な指導に陥る可能性はありませんか？

今回の得点提供は、中学校の進路指導を活性化させ、進路指導がより適切に行われることを目的としています。そもそも進路指導は生徒の適性、希望、興味・関心、能力等を十分に把握した上で行われるべきものであり、本制度の導入により、学校のランク付けや点数のみに基づいた機械的な進路指導が行われることがないよう、責任ある取組が求められます。

中学校にあっては、本制度の趣旨を理解し、充実した進路指導、学習指導が行われることを期待しています。